

新福井ふるさと茶屋支援事業補助金実施要領

最終改正：令和5年7月21日

第1 通則

新福井ふるさと茶屋支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、総務部市町協働課所管補助金等交付要綱に定めるもののほか、この要領に定めるところによるものとする。

第2 目的

この補助金は、概ね小学校区単位の地域において、集会所や空き店舗、活用されていない公共施設等の既存施設を活用し、住民が寄り合い、つながりの強化ならびにコミュニティビジネスを行う活動拠点の整備や活動経費を支援することにより、地域のつながり力を強化し、意欲のある集落の活動をさらに促進することを目的とする。

第3 定義

この要領において、次の各号に定める用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

1 地域コミュニティ組織

集落機能の維持および活性化に向けた対策に取り組む、地域住民により構成される複数集落の自治会の連合組織または単独集落の自治会組織、地域づくり団体、特定非営利活動法人等をいう。

2 既存施設

公民館、地区の集会施設、空き店舗、空き家等で、市町または地域コミュニティ組織等が所有または20年間以上の借り受けを約しているもの。

3 公共施設

市町が所有している市町庁舎、廃校舎等で公共施設等総合管理計画に位置付けされているもの。

4 改修等

改修、増築、設備の整備・修繕、電気工事。

5 活動経費

地域の「つながり力の強化」ならびに「コミュニティビジネス」の事業に必要な備品の購入や活動にかかる初期経費。

6 つながり力の強化

地域住民が中心となっていく、特産品づくりや伝承料理教室、伝統行事や歴史・文化の伝承活動、書道や珠算塾、高齢者等への配食・送迎・見守りなど生活サービスの提供、草刈りや清掃活動、祭りや運動会の共同実施、軽体操など高齢者の健康づくりなど。

7 コミュニティビジネス

農産物・特産品等の加工・販売、農家食堂、特産品等の加工体験、食料品や日用品等を販売するコミュニティ・コンビニの運営など。

第4 補助対象者

補助対象者は、第2に掲げる目的のために、第7に定める事業を実施するために要する経費を直接支出または補助を行う市町とする。

第5 事業実施主体

事業実施主体は、第2に掲げる目的のために、第7に定める事業を実施する地域コミュニティ組織および市町とする。

第6 対象地域

補助対象地域は、概ね小学校区を単位とする複数の集落で構成する地域または、単独の集落とする。

第7 補助対象事業

補助対象事業は、第2に掲げる目的のために実施する以下の事業とする（ただし、原則として、国や県の他の事業の対象となる事業（ただし、採択されなかった事業を除く）、その他、当事業の目的や要件から適当と認められない事業は対象外とする）。

1 福井ふるさと茶屋の活動経費

地域の住民とともに「つながり力の強化」ならびに「コミュニティビジネス」の活動内容についての協議・検討し策定する計画（以下「活動計画」という。）ならびに活動計画に基づき実施するソフト事業。なお、単独の集落で実施する場合は、隣接集落と活動の連携を進めるための計画を盛り込むものとする。

2 福井ふるさと茶屋の整備

地域コミュニティ組織または市町が実施する活動計画に基づき実施する施設の改修等。

第8 補助対象経費

補助対象経費は、第7の事業に要する次の経費とする。

1 福井ふるさと茶屋の活動経費

第7の1の活動計画策定に当たり、検討・協議、人材育成に必要となる専門家の招へい等に要する経費および第7の1の活動計画に基づき地域住民が実施する事業に要する活動経費（資機材の購入費・リース料、広告宣伝費、経済活動等に関する人材の研修費や専門家の招へいにかかる旅費・報償費、市場調査や成分分析などの外注費等）。ただし、飲食に係る経費や経常的な維持管理に係る経費は対象としない。

2 福井ふるさと茶屋の整備

第7の2の福井ふるさと茶屋の改修等に要する本工事費、設計管理委託費、工事雑費、事務費および特に必要と認められるその他の経費（用地取得や造成に要する経費は対象としない）。

第9 補助率等

1 福井ふるさと茶屋の活動経費

県は、予算の範囲内において、第7の1に定める市町が事業主体に補助する経費の一部を補助するものとする。県の補助は、第8の1に定める補助対象経費のうち、市町が1事業主体に補助する金額の3分の2以内かつ、6,000千円を上限に補助する。

2 福井ふるさと茶屋の整備

県は、予算の範囲内において、第7の2に定める市町が事業主体に補助する経費の一部を補助するものとする。県の補助は、第8の2に定める補助対象経費のうち、市町が1事業主体に補助する金額の3分の2以内かつ、10,000千円を上限に補助する。ただし、公共施設等については、市町が直接支出または、1事業主体に補助する金額の2分の1以内かつ、30,000千円を上限に補助する。

第10 補助対象期間

補助対象期間は、原則として2年以内とする。ただし、補助金の交付決定は、当該年度に係る対象事業分について行う。

第11 市町の義務

- 1 補助金の交付を受けた市町は、原則として、補助金の交付を受けた年度の末日までに、必要により補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日法律第179号）第22条の規定に基づく財産処分手続きを完了させなければならない。
- 2 補助金の交付を受けた市町は、既存施設の利活用が、地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第244条の2の規定に該当する場合は、条例を制定し、または改正するなど必要な措置を講じなければならない。

第12 県事業への協力

- 1 補助金の交付を受けた市町は、県の福井ふるさと茶屋に関する事業および取組みについて、情報提供などできる限り協力をするものとする。
- 2 補助金の交付を受けた市町ならびに事業実施主体は、補助事業について、新聞などのマスコミに情報提供するとともに、広報誌等に記事を掲載するなど、積極的に広報すること。
- 3 補助金の交付を受けた市町ならびに事業実施主体は、補助事業で改修等を行った施設、活動に要する購入備品、作製するポスターやチラシ、パンフレット等に県が指示する広報表示を行わなければならない。また、事業実施主体の活動拠点（補助事業により改修を伴わない施設を含む）の建物の入り口等の場所に県が指定する広報表示用の統一サイン（看板ならびに提灯）を設置（統一サインの製作・設置に係る費用は補助対象とする）しなければならない。
- 4 補助事業者は、物品の調達や改修等にあたっては、県産木材等県産品を積極的に使用するものとする。

第 13 補助申請

市町は、第 7 のそれぞれの事業について複数の申請を行う場合には、当該事業の地域への貢献度を比較検討の上、優先順位を付して県に申請するものとする。

また、申請に当たっては、実施計画書（様式第 1 号）を作成し、添付すること。

第 14 事故の報告

補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、または補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに県に報告し、その指示を受けなければならない。

第 15 補助金の経理

補助事業者は、補助事業にかかる経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間は保存しなければならない。

附 則

この要領は平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

この要領は令和元年 6 月 1 日から適用する。

この要領は令和 5 年 7 月 21 日から適用する。